

## フリブール州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

### 【ポイント】

● 11月3日、フリブール州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

### 【本文】

11月3日、フリブール州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

#### 1 飲食店、施設等の閉鎖

(1) カフェ、レストラン、バー、ディスコ、娯楽・レジャー施設（劇場、美術館、映画館等）、ウェルネスセンター、スイミングプール、温泉施設、フィットネスセンター等が閉鎖されます。

(2) 理美容院、コスメティックサロン等の個人に対するサービス業は対象外です。

#### 2 訪問禁止

病院、介護施設への訪問が禁止されます（出産、危篤等の特別な場合を除く）。

#### 3 集合及びイベントの禁止

(1) 公的（遊び場、遊歩道、歩道、小道、公園等）又は私的の場所を問わず参加者が10人（子供を含む）を超える集合及び公私にわたるイベントが禁止されます。

(2) 以下は対象外となる例です。

- ・参加者が最大10人までの結婚式
- ・参加者が最大30人までの教会における礼拝
- ・参加者が最大30人までの葬式
- ・州及び自治体における議会及び委員会

#### 4 適用期間

2020年11月4日(水)午後11時から11月30日(月)まで

（新型コロナウイルスのまん延状況次第で期間の調整が可能）

### ○フリブール州発表

<https://www.fr.ch/de/covid19/news/der-letzte-moment-um-die-verbreitung-des-virus-zu-stoppen-ist-gekommen-der-staatsrat-verschaerft-seine-massnahmen-weiter>

（リンクはドイツ語、他にフランス語有）

### （連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール : [consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>